

○湖北環境衛生組合管理者の職務を代理する職員の順序を定める規則

〔平成18年3月22日〕
規則第3号

改正 平成19年9月7日 規則第5号 令和4年3月28日 規則第2号

(目的)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第152条第3項の規定により、管理者の職務を代理する職員及び代理の順序を定めることを目的とする。

(代理の順序)

第2条 法第152条第3項の規定による上席の職員及び代理の順序は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長の職にある者
- (2) 課長の職にある者
- (3) 職務の級の上位の者
- (4) 職務の級が同じ者については、給料の号級の上位の者
- (5) なお、同じであるときは、職員としての在職期間の長い者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年9月7日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月28日規則第2号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。